

## 日本山岳会埼玉支部メーリングリスト運用規程

### (目的と適用範囲)

第1条 本規程は、日本山岳会埼玉支部・メーリングリスト（以下MLと略す）の円滑な利用を促進し、ML利用上の情報倫理の基準を定め、利用者が良識的行動規範をもって臨めるようにするとともに、基準違反行為に対する措置並びに罰則を明らかにすることを目的とする。

### (ML利用上の遵守事項)

第2条 利用者は、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいて以下の事項を遵守することとする。

- (1) ML利用に際しては、ML管理担当者（事務局長）の指示に従う。
- (2) MLへの登録・変更・削除等については、ML管理担当者に様式1をもって連絡・報告する。報告を受けたML管理担当者は、速やかに更新手続きをする。
- (3) 利用者は、利用上のトラブル等を発見した場合は、ML管理担当者に報告する。

### (最低限守るべきルール)

第3条 MLの安全を守り、他人に迷惑をかけないために、以下のルールを遵守することとする。

- (1) 他の利用者の利用を妨害しない。
- (2) 埼玉支部の名誉または信用を毀損する行為をしない。
- (3) コンピューターウイルス等、有害プログラムまたはデータを持ち込まない。
- (4) 営利目的、有害情報、迷惑となる電子メールを発信しない。
- (5) 発信された電子メールは、その発信者が全ての責任を負う。
- (6) 会員や第三者を誹謗中傷する発言、公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、差別的な表現、不確かな情報、社会通念に反する電子メールを発信しない。
- (7) 情報セキュリティ対策を十分に講じてない情報機器、記憶媒体等に接続しない。
- (8) 添付ファイルは必要最低限とする。
- ~~(9) HTMLメールは送付しない。~~

### (法律上の義務)

第4条 ML利用者は、ML利用に際して、法令に触れる行為をしてはならない。

### (違反行為に対する措置)

第5条 支部長は、ML管理担当者からの報告により、支部委員会にはかって、本規程の違反行為をした者に対し、利用資格の停止、取り消し、その他の措置を取ること

ができる。

(改廃)

第6条 本規程の改正は、支部委員会での決議を経て行う。

附則

この規程は、平成27年8月20日より施行する。